第 1 章 障害者を取り巻く主な状況と課題

1 障害者の状況

(1) 障害者数

○ いずれの障害者も増加傾向にあり、この4年間に10.5%増加している。特に精神障害者の伸びが顕著。

■人口および障害者数の推移

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増加率
人口	706, 449	707, 280	707, 903	709, 262	711, 212	0.7%
身体障害者	18,672	18, 857	18, 967	19, 476	19, 794	6.0%
知的障害者	3,655	3, 797	3, 917	4,050	4, 228	15.7%
精神障害者	3, 739	3,814	4, 181	4, 494	4,771	27.6%
合 計	26, 066	26, 468	27, 065	28, 020	28, 793	10.5%
障害者の割合	3.69%	3.74%	3.82%	3.95%	4.05%	0.36ポイント

- (注) 1 人口は、翌年の1月1日現在住民基本台帳人口および外国人登録人口(例えば、平成21年度の場合は平成22年1月1日)
 - 2 身体障害者、知的障害者および精神障害者数は、いずれも各年度3月31日現在の手帳所持者数 (例えば、平成21年度の場合は平成22年3月31日)

(2) 医療費助成等

① 自立支援医療(精神通院)受給者

(単位:人)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
8,604	8, 933	9, 515	10, 063	10, 228

2 難病医療費助成

(単位:件、%)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国庫補助対象疾患	3, 356	3, 565	3, 823	3, 964	4, 454
(56疾患)	(91.6)	(92.1)	(92.4)	(92.4)	(94.4)
都補助対象疾患	309	307	316	327	262
(23疾患)	(8.4)	(7.9)	(7.6)	(7.6)	(5.6)
合 計	3,665	3,872	4, 139	4, 291	4, 716

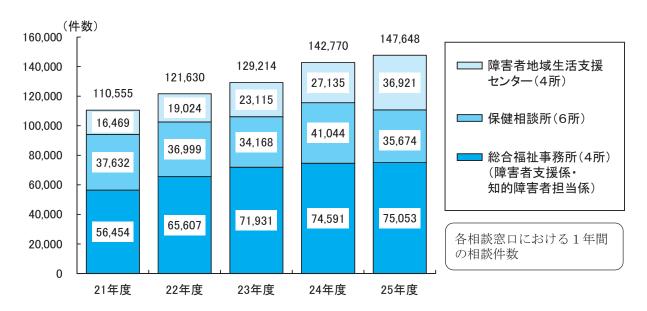
- (注) 1 各年度3月31日現在
 - 2 ()内の値は構成比

自立支援医療(精神通院)…障害者総合支援法に規定する、精神疾患を理由として通院している方に医療費助成を行う制度



(3)相談実績

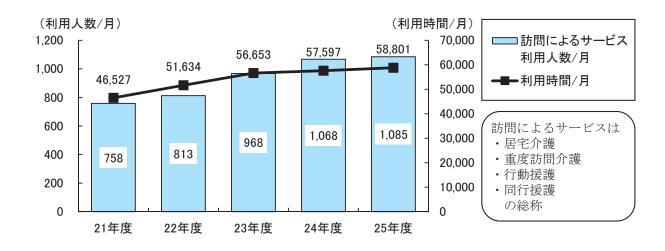
○ 相談の総件数は増加し、特に障害者地域生活支援センターの伸びが顕著。



(4) サービス実績

① 訪問によるサービス利用人数・時間/月

○ 在宅生活を支援する、訪問によるサービスの利用実績は、ゆるやかな増加傾向。





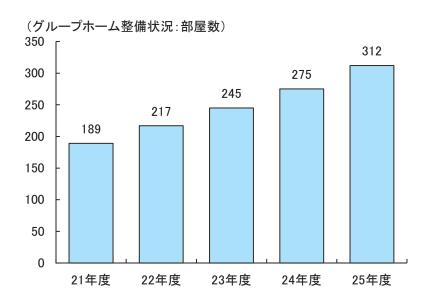
② 日中活動系サービス利用人数

○ 平成24年度には、全ての施設が旧障害者自立支援法(平成25年4月障害者総合支援法へ移行。以下同様。)に基づく事業所に移行。その後も利用は増加傾向。



(5)区内民間グループホーム整備状況

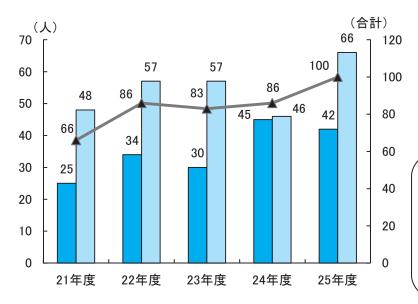
○ 毎年度30室程度の整備状況。

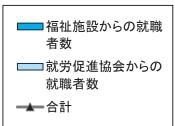




(6) 福祉施設等からの就職者数

○ 福祉施設と練馬区障害者就労促進協会からの就職者数は増加傾向。





「合計」の数値は、福祉施設および就労促進協会からの就職者数の合算。ただし、重複分(福祉施設と就労促進協会の連携支援した方)は差し引いている。

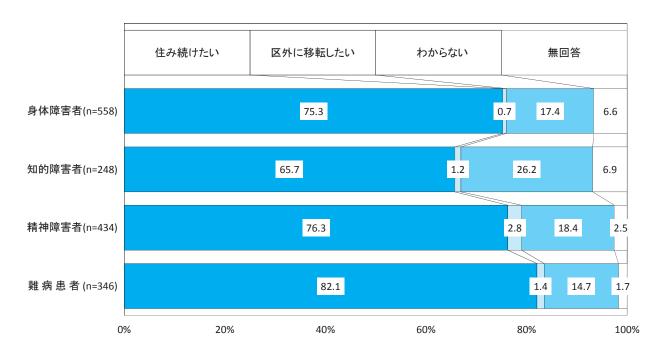


2 障害者の意向 「練馬区障害者基礎調査報告書(平成26年3月)」より

nは、その質問項目の回答者の総数です。

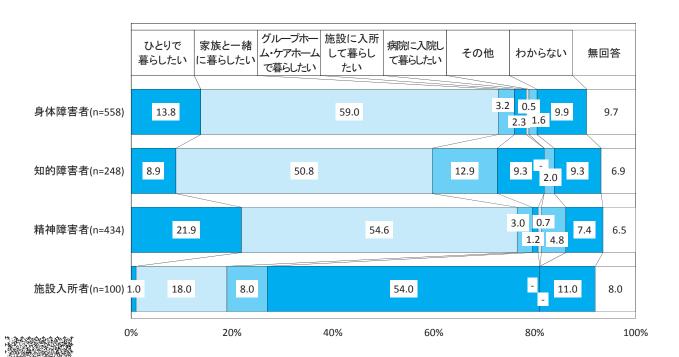
(1)練馬区での定住意向

○ 全ての障害種別で、練馬区の定住意向が強い。



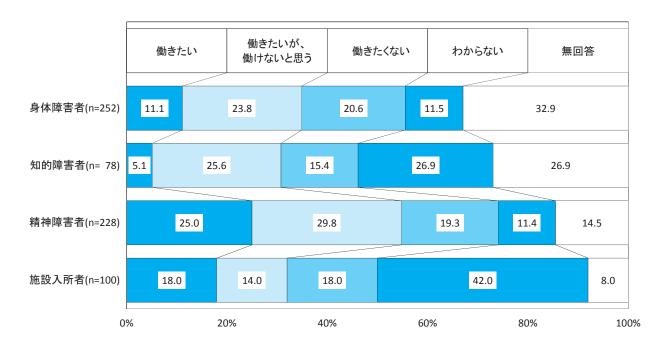
(2) 希望する暮らし方

○ 多くの方が「家族と一緒に暮らしたい」との希望があるが、知的障害者では「グループホームで暮らしたい」の割合が大きい。



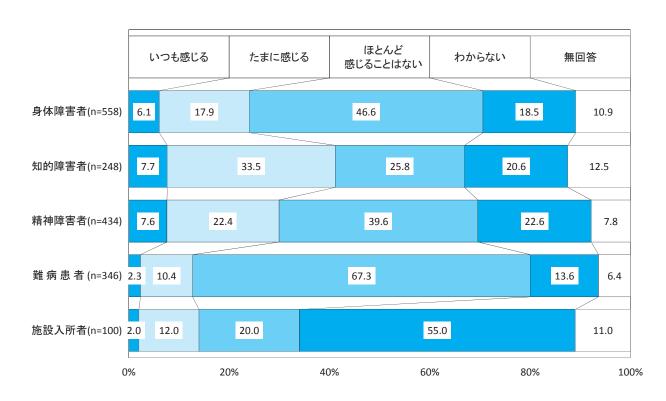
(3) 就労の意向(現在、働いていない方)

○ 現在働いていない方でも、働きたいと考えている方は多い。



(4) 差別や人権侵害を受けていると感じることの有無

○ 差別を受けていると感じている方が、一定程度いる。





3 障害者施策の課題

- 区では、障害者計画等に基づき、サービス提供体制の基盤整備を着実に進めてきました。特徴としては、重度障害者等への積極的な施策の展開に加え、その基盤整備を支えてきた社会福祉法人等の民間団体の活発な活動があげられます。
- このような区の障害者施策における特徴を踏まえ、区の現状と課題を整理のうえ、核となるべき施策と必要とされる施策とを効果的に組み合わせ、加えて、社会福祉法人等の民間団体との一層の連携を図りつつ、地域における共生の実現に取り組むものとします。

(1)区が進めてきた障害者施策の特徴

(通所施設の計画的な整備と重度障害者支援)

○ 特別支援学校卒業後の進路先等を確保するため、通所施設を計画的に整備してきました。特に、障害の重い方を利用対象とする福祉園(「生活介護」事業)は8か所(定員387名)で、重度障害者対象の同種施設数は都内最多となっています。また、医療的ケア(吸引・吸入・経管栄養等)が必要な重症心身障害者を、平成3年、他区に先駆けて区立心身障害者福祉センターで受入れ、現在は福祉園(2園)を含め、計3か所(定員20名)に拡大し、最重度の障害のある方への支援の充実を図っています。

(就労支援の取組)

○ 就労を希望する方に対しては、練馬区障害者就労促進協会を平成2年に設置し、平成 16年には就労支援に特化した知的障害者通所施設である区立貫井福祉工房を開設し、障 害のある方の就労支援に取り組んできました。

(障害児療育)

○ 障害のある児童に対しては、区立心身障害者福祉センターにおいて相談・早期療育に 取り組んできましたが、平成25年に区立こども発達支援センターを整備し、障害児支援 の拡充を図りました。1日当たりの利用定員は都内最大となっています。

(活発な民間団体の取組)

○ 区内の障害福祉サービス事業所数は、区立民間合わせて 500 か所弱ですが、民間団体の活動が活発なことから、その運営のほとんどが民間によるものとなっています(区立直営は3か所)。民間活力を導入し、区と民間団体が連携・調和しながら障害者施策を推し進めている状況にあります。

練馬区障害者就労促進協会…通称レインボーワーク。障害者の就労支援を行う専門機関

「サービス等利用計画」…「居宅介護」等のサービスを利用するにあたり作成が必要な計画のこと。 「計画相談支援」事業所が生活状況や意向などから作成し、適切なサービスの利用につなげていく。

「計画相談支援」…「サービス等利用計画」の作成と同計画の進行確認(モニタリング) 等を行う相談支援のこと。



(2) 今後推進すべき障害者施策の課題

(十分なケアマネジメントの実施)

○ 障害のある方がサービスを利用しながら地域生活を送るためには、個々の生活状況等を踏まえたケアマネジメントを進める必要があります。そのためには、「計画相談支援」事業所による「サービス等利用計画」の作成が必要です。全てのサービス利用者の計画を作成するには、民間の事業所数を現行の1.5倍程度にまで増やさなくてはなりません。また、民間の事業所が、区内におけるサービスと地域資源を把握して適切なケアマネジメントを行えるよう、相談技術の向上を図る必要があります。

精神障害者については、医療や障害福祉サービスを受けていない人がおり、訪問支援 (アウトリーチ)事業の充実が課題となっています。

(重症心身障害児(者)の在宅介護の負担軽減)

○ 医療的ケアを要する重症心身障害児(者)の家族には、常時介護を行うことが求められており、冠婚葬祭等のための外出も容易ではない状況にあります。この状況を改善していくために、家族に対する新たな介護軽減策が必要です。

(地域で暮らし続けるための住まいの確保)

○ 平成 25 年度の障害者基礎調査では、障害者全体の 75%の人が"地域で住み続けたい" という希望を持っています。

重度の知的障害者の地域で住み続けたいという希望に応え、親亡き後など家族の支援が困難となっても地域での生活を維持するためには、重度障害者に対応できるグループホームの整備が必要です。

また、軽度・中度の障害者が地域で暮らし続けるために、引き続き年間 30 室程度のグループホームが整備できるよう、社会福祉法人等の民間事業者に対し補助制度を継続する必要があります。

(就労支援の充実)

○ 障害のある方の"働きたい"という希望を実現させ自立を支援するため、就労をめざす障害のある方および特別支援学校の卒業生の就労を重点的に支援する必要があります。また、福祉的就労を担う「就労継続支援B型」区内事業所の平均工賃月額(10,351円)が東京都平均月額(14,484円)を下回っており、その増額に取り組む必要があります。(平均工賃月額は、平成25年度実績)

(権利擁護の推進)

○ 障害者基礎調査では、一定程度の方が差別や人権侵害を感じていると回答しています。 この傾向は、平成22年度実施の調査結果と同様であり、地域における障害理解が十分と は言えない状況にあります。障害のある方の権利擁護を推進し、障害のある方もない方 も相互に尊重し合える共生社会の実現に取り組む必要があります。

